

平成12・12・15貿局第3号

平成12年12月28日 貿易局

○輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及び輸出貿易管理規則(昭和24年通商産業省令第64号)、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令(昭和30年通商産業省令第54号)、輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)及び輸入貿易管理令別表第1 第一号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、これらの号に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物を定める件(平成12年通商産業省告示第789号)において規定する円表示金額の外国通貨への換算は、平成13年1月6日以降、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の規定に基づき、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて行うものとする。

なお、「輸出貿易管理令、輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令、輸入貿易管理令等に規定する円表示金額を算定する場合の換算の方法について」(平成10年6月26日付け平成10・06・26貿局第4号)は平成13年1月5日をもって廃止します。